

金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則

(目的)

第1条 この金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則（以下「本規則」という。）は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「当社」という。）が制定した金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）第16条の規定に基づき、当社が金利スワップ取引清算業務について徴収する手数料に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 本規則において使用する用語は、本規則に別段の定めがある場合を除き、業務方法書において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「委託取引上限額」とは、第6条第2項に規定する委託取引上限額をいう。

(2) 「株主清算参加者」とは、当社が発行するC種類株式の株主である清算参加者及び当該株主の属する企業集団に属する清算参加者をいう。

(3) 「計算年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

(4) 「計算年度の下半期」とは、毎年10月1日から翌年3月末日までの期間をいう。

(4)の2 「コンプレッション上限額（委託分）」とは、第6条の2第2項に規定するコンプレッション上限額（委託分）をいう。

(4)の3 「コンプレッション上限額（自己分）」とは、第6条の2第1項に規定するコンプレッション上限額（自己分）をいう。

(5) 「自己取引上限額」とは、第6条第1項に規定する自己取引上限額をいう。

(5)の2 「取引情報蓄積機関報告清算約定（IRS）」とは、金利スワップ取引清算業務に係る清算約定のうち、取引情報蓄積機関（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第156条の63第1項に規定する取引情報蓄積機関をいう。）に対し、その当事者（清算約定（委託分）にあつては、当該清算約定（委託分）に係る清算委託取引の当事者である清算委託者）、想定元本その他の情報についての報告が行われたものをいう。

(6) 「香港TR報告清算約定」とは、清算約定のうち、Hong Kong Monetary Authorityに対し、その当事者（清算約定（委託分）にあつては、当該清算約定（委託分）に係る清算委託取引の当事者である清算委託者）、想定元本その他の情報についての報告が行われたものをいう。

(7) 「SDR報告清算約定（IRS）」とは、清算約定のうち、Swap Data Repository (U. S. Commodity Exchange Act Section 1a (48)) に規定するSwap Data Repositoryをいう。）に対し、その当事者（清算約定（委託分）にあつては、当該清算約定（委託分）に係る清算委託取引の当事者である清算委託者）、想定元本その他の情報についての報告が行われたものをいう。

る清算委託取引の当事者である清算委託者)、想定元本その他の情報についての報告が行われたものをいう。

(手数料の種類)

第2条 業務方法書第16条に規定する当社が定める手数料は、基本料、円貨建清算約定及び外貨建清算約定に係る清算手数料、コンプレッション手数料、クライアント・クリアリング手数料、口座開設手数料、外貨決済手数料、クロスマージン手数料、ポジション移管手数料、コラテラル手数料並びに取引報告手数料とする。

(基本料)

第3条 基本料は、1か月あたり520万円とする。ただし、清算参加者が月の途中で金利スワップ清算資格を取得し又は喪失した場合には、520万円に当該月の全当社営業日の日数に占める当該清算参加者が清算参加者であった当該月の当社営業日の日数の割合を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主清算参加者が一の計算年度（清算参加者が当該計算年度の途中で株主清算参加者となり、又は株主清算参加者でなくなった場合には、当該計算年度のうち当該清算参加者が株主清算参加者であった期間）において負担する基本料及び円貨建清算約定に係る清算手数料（清算約定（委託分）に係る清算手数料を除く。）の総額が自己取引上限額に達したときは、当該株主清算参加者に対し、当該計算年度における翌月以降の基本料は課さないものとする。

(円貨建清算約定に係る清算手数料)

第4条 円貨建清算約定に係る清算手数料は、円貨建清算約定に係る新規債務負担手数料及び債務負担済残存取引手数料の二種類とする。

- 2 各月の円貨建清算約定に係る新規債務負担手数料及び債務負担済残存取引手数料は、それぞれ、次の各号に掲げる清算参加者の区分に応じ当該各号に定める金額を自己取引口座及び委託取引口座（クライアント・クリアリングに係る委託取引口座を除く。）ごとに算出した金額の総額とする。

(1) 株主清算参加者

a 円貨建清算約定に係る新規債務負担手数料

当該各月の属する計算年度に成立した円貨建清算約定の累計件数に応じ、各月に成立した円貨建清算約定ごとに、次に掲げる金額の総額

- (a) 当該計算年度に成立した円貨建清算約定の累計件数が2,000件までの部分 1件あたり5,000円
 (b) 当該計算年度に成立した円貨建清算約定の累計件数が2,000件を超え、10,000件までの部分 1件あたり1,000円

- (c) 当該計算年度に成立した円貨建清算約定の累計件数が10,000件を超える部分 1件あたり400円
- b 円貨建清算約定に係る債務負担済残存取引手数料
当該各月末日の経過時点で残存する円貨建清算約定の件数に応じ、当該残存する円貨建清算約定ごとに、次に掲げる金額の総額
- (a) 円貨建清算約定の件数が、8,000件以下の部分 1件あたり450円
- (b) 円貨建清算約定の件数が8,000件を超え、40,000件までの部分 1件あたり100円
- (c) 円貨建清算約定の件数が40,000件を超える部分 1件あたり35円
- (2) 前号に掲げる清算参加者以外の清算参加者
- a 円貨建清算約定に係る新規債務負担手数料
当該各月に成立した円貨建清算約定ごとに、1件あたり8,000円
- b 円貨建清算約定に係る債務負担済残存取引手数料
当該各月末日の経過時点で残存する円貨建清算約定ごとに、1件あたり700円
- 3 前項の規定にかかわらず、株主清算参加者が一の計算年度（清算参加者が当該計算年度の途中で株主清算参加者となり、又は株主清算参加者でなくなった場合には、当該計算年度のうち当該清算参加者が株主清算参加者であった期間）において負担する基本料及び円貨建清算約定に係る清算手数料（清算約定（委託分）に係る清算手数料を除く。）の総額が自己取引上限額に達したときは、当該株主清算参加者に対し、当該計算年度において、自己取引上限額を超えることとなる清算約定（自己分）（円貨建清算約定に限る。）に係る清算手数料は課さないものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、株主清算参加者が一の計算年度（清算参加者が当該計算年度の途中で株主清算参加者となり、又は株主清算参加者でなくなった場合には、当該計算年度のうち当該清算参加者が株主清算参加者であった期間）において負担する清算委託者ごとの円貨建清算約定に係る清算手数料（清算約定（委託分）（円貨建清算約定に限り、クライアント・クリアリングに係る清算約定を除く。以下本条において同じ。）に係る清算手数料に限る。）の総額が委託取引上限額に達したときは、当該株主清算参加者に対し、当該計算年度において、当該清算委託者につき、委託取引上限額を超えることとなる清算約定（委託分）に係る清算手数料は課さないものとする。
- 5 前各項の規定は、業務方法書第53条に規定する取引毎コンプレッション、同第53条の2に規定するクーポン・ブレンディング、同第53条の2の2に規定する一括コンプレッション、同第53条の2の3に規定する参加者提案型コンプレッション又は同第53条の2の4に規定するJSCC提案型コンプレッションにより清算約定が成立する場合の円貨建清算約定に係る清算手数料について準用する。

(外貨建清算約定に係る清算手数料)

第4条の2 外貨建清算約定に係る清算手数料は、外貨建清算約定に係る新規債務負担手数料及び債務負担済残存取引手数料の二種類とする。

2 各月の外貨建清算約定に係る新規債務負担手数料及び債務負担済残存取引手数料は、それぞれ、次の各号に掲げる清算参加者の区分に応じ当該各号に定める金額を自己取引口座及び委託取引口座（クライアント・クリアリングに係る委託取引口座を除く。）ごとに算出した金額の総額とする。

(1) 株主清算参加者

a 外貨建清算約定に係る新規債務負担手数料

当該各月の属する計算年度に成立した外貨建清算約定の累計件数に応じ、各月に成立した外貨建清算約定ごとに、次に掲げる金額の総額

(a) 当該計算年度に成立した外貨建清算約定の累計件数が500件までの部分
1件あたり10,300円

(b) 当該計算年度に成立した外貨建清算約定の累計件数が500件を超え、2,500件までの部分
1件あたり2,000円

(c) 当該計算年度に成立した外貨建清算約定の累計件数が2,500件を超える部分
1件あたり800円

b 外貨建清算約定に係る債務負担済残存取引手数料

当該各月末日の経過時点で残存する外貨建清算約定の件数に応じ、当該残存する外貨建清算約定ごとに、次に掲げる金額の総額

(a) 外貨建清算約定の件数が、2,000件以下の部分
1件あたり800円

(b) 外貨建清算約定の件数が2,000件を超え、10,000件までの部分
1件あたり180円

(c) 外貨建清算約定の件数が10,000件を超える部分
1件あたり65円

(2) 前号に掲げる清算参加者以外の清算参加者

a 外貨建清算約定に係る新規債務負担手数料

当該各月に成立した外貨建清算約定ごとに、1件あたり16,500円

b 外貨建清算約定に係る債務負担済残存取引手数料

当該各月末日の経過時点で残存する外貨建清算約定ごとに、1件あたり1,250円

3 前各項の規定は、業務方法書第53条に規定する取引毎コンプレッション、同第53条の2に規定するクーポン・ブレンディング、同第53条の2の2に規定する一括コンプレッション又は同第53条の2の3に規定する参加者提案型コンプレッションにより新たに清算約定が成立する場合の外貨建清算約定に係る清算手数料について準用する。

(コンプレッション手数料)

第5条 コンプレッション手数料は、次の各号に掲げるコンプレッションの区分に応じ、

当該各号に定めるところにより自己取引口座及び委託取引口座ごとに算出した金額の総額とする。

- (1) 業務方法書第53条に規定する取引毎コンプレッション又は同第53条の2の2に規定する一括コンプレッション

取引毎コンプレッション又は一括コンプレッションの成立により終了した清算約定ごとに、1件あたり1,200円とする。

- (2) 業務方法書第53条の2に規定するクーポン・ブレンディング

クーポン・ブレンディングの成立により終了した清算約定ごとに、1件あたり2,400円とする。

- (3) 業務方法書第53条の2の3に規定する参加者提案型コンプレッション

参加者提案型コンプレッションの成立により終了した清算約定ごとに、1件あたり2,400円とする。ただし、同一の参加者提案型コンプレッションの申込みに係る清算約定につき、自己取引口座又は委託取引口座ごとに算出した金額の総額がそれぞれ500万円未満である場合は、それぞれにつき500万円とする。

- (4) 業務方法書第53条の2の4に規定するJSCC提案型コンプレッション

JSCC提案型コンプレッションにより終了した清算約定の件数からJSCC提案型コンプレッションにより新たに成立した清算約定の件数を減じた件数（以下「JSCC提案型コンプレッション手数料対象件数」という。）について、JSCC提案型コンプレッションが成立した月の属する計算年度における当該時点の累計のJSCC提案型コンプレッション手数料対象件数に応じ、JSCC提案型コンプレッション手数料対象件数1件あたり次に掲げる金額

- a 当該計算年度のJSCC提案型コンプレッション手数料対象件数の累計が2,500件までの部分 1件あたり6,000円
- b 当該計算年度のJSCC提案型コンプレッション手数料対象件数の累計が2,500件を超え、5,000件までの部分 1件あたり3,600円
- c 当該計算年度のJSCC提案型コンプレッション手数料対象件数の累計が5,000件を超える部分 1件あたり1,200円

- 2 前項の規定にかかわらず、株主清算参加者が一の計算年度（清算参加者が当該計算年度の途中で株主清算参加者となり、又は株主清算参加者でなくなった場合には、当該計算年度のうち当該清算参加者が株主清算参加者であった期間）において負担するコンプレッション手数料（清算約定（委託分）に係るコンプレッション手数料を除く。）の総額がコンプレッション上限額（自己分）に達したときは、当該株主清算参加者に対し、当該計算年度においてコンプレッション上限額（自己分）を超えることとなる清算約定（自己分）に係るコンプレッション手数料は課さないものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、株主清算参加者が一の計算年度（清算参加者が当該計算年度の途中で株主清算参加者となり、又は株主清算参加者でなくなった場合には、当該

計算年度のうち当該清算参加者が株主清算参加者であった期間)において負担する清算委託者ごとのコンプレッション手数料(清算約定(委託分)(クライアント・クリアリングに係る清算約定を除く。以下本項において同じ。)に係るコンプレッション手数料に限る。)の総額がコンプレッション上限額(委託分)に達したときは、当該株主清算参加者に対し、当該計算年度において、当該清算委託者につき、コンプレッション上限額(委託分)を超えることとなる清算約定(委託分)に係るコンプレッション手数料は課さないものとする。

(クライアント・クリアリング手数料)

第5条の2 クライアント・クリアリング手数料は、クライアント・クリアリングに係る清算約定に関する新規債務負担手数料及び債務負担済残存取引手数料の二種類とする。

2 各月のクライアント・クリアリングに係る清算約定に関する新規債務負担手数料は、次の各号に掲げる清算約定の区分に応じて、当該各号に定める金額とする。

(1) 円貨建清算約定 当該各月に成立したクライアント・クリアリングに係る清算約定に関して、次のaからjまでに定める債務負担の申込みの日における終了日までの期間の区分に応じて、当該区分に属する清算約定の想定元本の合計額(以下「円貨建新規取引想定元本合計額」という。)について、1億円あたり当該区分に定める値を乗じた金額の合計額

- a 1年以下 80
- b 1年超3年以下 200
- c 3年超5年以下 365
- d 5年超7年以下 490
- e 7年超10年以下 650
- f 10年超12年以下 730
- g 12年超15年以下 810
- h 15年超20年以下 1,035
- i 20年超25年以下 1,170
- j 25年超 1,260

(2) 外貨建清算約定 当該各月に成立したクライアント・クリアリングに係る清算約定の想定元本の通貨ごとの合計額(以下「外貨建新規取引想定元本合計額」という。)について、100万通貨単位あたり7.2を乗じた金額に、当社が公示により定める為替相場の気配値を乗じて得た金額を合計した金額

3 各月のクライアント・クリアリングに係る清算約定に関する債務負担済残存取引手数料は、次の各号に掲げる清算約定の区分に応じて、当該各号に定める金額とする。

(1) 円貨建清算約定 当該各月末日の経過時点で残存するクライアント・クリアリングに係る清算約定の想定元本の合計額(以下「円貨建残存取引想定元本合計額」と

いう。)について、1億円あたり25を乗じた金額

(2) 外貨建清算約定 当該各月末日の経過時点で残存するクライアント・クリアリングに係る清算約定の想定元本の通貨ごとの合計額（以下「外貨建残存取引想定元本合計額」という。）について、100万通貨単位あたり0.25を乗じた金額に、当社が公示により定める為替相場の気配値を乗じて得た金額を合計した金額

- 4 前2項の規定において、円貨建新規取引想定元本合計額又は円貨建残存取引想定元本合計額に1億円未満の部分がある場合については、当該部分は切り捨てた額を当該合計額とする。ただし、円貨建新規取引想定元本合計額又は円貨建残存取引想定元本合計額が1円以上1億円未満である場合は、当該合計額を1億円とみなすものとする。
- 5 前項の規定は、外貨建新規取引想定元本合計額又は外貨建残存取引想定元本合計額に100万通貨単位未満の部分がある場合について準用する。この場合において、前項の規定中「1億円」とあるのは「100万通貨単位」と、「1円」とあるのは「100分の1通貨単位」と読み替えるものとする。
- 6 前各項の規定は、業務方法書第53条に規定する取引毎コンプレッション、同第53条の2に規定するクーポン・ブレンディング、同第53条の2の2に規定する一括コンプレッション、同第53条の2の3に規定する参加者提案型コンプレッション又は同第53条の2の4に規定するJSCC提案型コンプレッションにより清算約定が成立する場合のクライアント・クリアリング手数料について準用する。

(クライアント・クリアリング手数料に係る特則)

- 第5条の2の2 前条の規定にかかわらず、清算参加者が、本条の規定の適用を受ける委託取引口座として、当社所定の様式により当社に対してあらかじめ届け出た場合には、当該委託取引口座（以下「届出委託取引口座」という。）に係るクライアント・クリアリング手数料は、クライアント・クリアリングに係る清算約定に関する新規債務負担手数料及び当初証拠金連動手数料の二種類とする。
- 2 前項に規定する場合における各月のクライアント・クリアリングに係る清算約定に関する新規債務負担手数料は、当該各月に成立し届出委託取引口座に記録された清算約定1件あたり3,000円とする。
- 3 第1項に規定する場合における各月のクライアント・クリアリングに係る清算約定に関する当初証拠金連動手数料は、当該届出委託取引口座に係る日々の当初証拠金所要額（休業日については、当該休業日の前当社営業日に通知する当初証拠金所要額）に0.001を乗じた金額を365で除した額を、合計した金額とする。
- 4 第1項に規定する届出は、毎年3月、6月、9月又は12月に行うものとする。当該届出が行われた場合には、当該届出の行われた月の翌月のクライアント・クリアリング手数料から、本条の規定が適用される。
- 5 前項の規定にかかわらず、清算参加者がクライアント・クリアリングに係る委託取引

口座を新たに開設する場合には、当該清算参加者は、当該開設と同時に第1項に規定する届出を行うことができるものとする。この場合には、当該開設後最初にクライアント・クリアリングに係る清算約定が成立した月のクライアント・クリアリング手数料から、本条の規定が適用される。

- 6 清算参加者は、第1項に規定する届出を取り下げることができるものとする。当該取下げは、毎年3月、6月、9月又は12月に行うものとし、当該取下げが行われた場合には、当該取下げの行われた月の翌月のクライアント・クリアリング手数料から、本条の規定が適用されず、前条の規定が適用される。
- 7 前各項の規定にかかわらず、届出委託取引口座に関し、ある月の属する計算年度の開始月（当該計算年度の途中から本条の規定が適用される場合には、本条の規定の適用が開始される月をいう。以下この項において同じ。）から当該月までの各月につき、第1項から第3項までの規定に基づき算出した当該月のクライアント・クリアリング手数料に相当する額と当該開始月から当該月の前月までの当該届出委託取引口座に係るクライアント・クリアリング手数料の総額の合計額が、当該開始月から当該月までの経過月数に333万円を乗じた金額（以下「最低手数料額」という。）に満たない場合には、当該合計額と最低手数料額との差額を、当該月につき第1項から第3項までの規定に基づき算出したクライアント・クリアリング手数料に相当する額に加算した金額を、当該月の当該届出委託取引口座に係るクライアント・クリアリング手数料とする。
- 8 前各項の規定は、業務方法書第53条に規定する取引毎コンプレッション、同第53条の2に規定するクーポン・ブレンディング、同第53条の2の2に規定する一括コンプレッション、同第53条の2の3に規定する参加者提案型コンプレッション又は同第53条の2の4に規定するJSCC提案型コンプレッションにより、クライアント・クリアリングに係る清算約定が成立し届出委託取引口座に記録される場合の当該清算約定に関するクライアント・クリアリング手数料について準用する。

（口座開設手数料）

第5条の3 口座開設手数料は、当社がクライアント・クリアリングに係る委託取引口座を開設するごとに、1口座あたり10万円とする。

（コラテラル手数料）

第5条の4 コラテラル手数料は、清算参加者が当社に金利スワップ清算基金、当初証拠金（清算約定（委託分）に係るものを含む。）及び破綻時証拠金（以下本条においてこれらを併せて「清算基金等」という。）として預託している代用有価証券の管理に係る費用、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第44条第1項第1号b及び同条第2項第1号bに規定する信託業務を営む銀行への金銭信託（以下「金銭信託」という。）に係る費用、その他清算基金等の管理に関して清算参加者の要望に応じたことによ

り当社が負担した費用に相当する額とする。

- 2 各清算参加者のコラテラル手数料は、計算期日（3月、6月、9月及び12月末日（当該日が休業日（臨時休業日を除く。以下本項において同じ。）の場合には、その翌日（休業日を除く。))をいう。以下本項において同じ。）の翌日から次の計算期日までの期間（以下「計算期間」という。）ごとに当該各清算参加者について次の各号に掲げる費用を合計した額とする。

- (1) 国債証券の管理に係る費用 次の算式により算出される額

(各清算参加者が国債証券により当社に預託している清算基金等の額面金額の合計額を、一の計算期間において平均した額) × (当該計算期間の日数) / 365 × 0.50 / 10,000

- (2) 米国財務省証券の管理に係る費用 次の a から c までに掲げる算式により算出される額の合計額

a (各清算参加者が米国財務省証券により当社に預託している清算基金等の額面金額（当社が公示により定めるところにより円換算した額をいう。）の合計額を、一の計算期間において平均した額) × (当該計算期間の日数) / 365 × 0.50 / 10,000

b 計算期間における各月において次の算式により算出される額の合計額
(各月末日の経過時点において各清算参加者が米国財務省証券により当社に預託している清算基金等の額面金額の時価（当社が公示により定めるところにより算出し、円換算した額をいう。）の合計額) × (当該各月の日数) / 365 × 1.0 / 10,000

c 次の算式により算出される額を当社が公示により定めるところにより円換算した額

20米ドル × (各清算参加者が、清算基金等に関して、当該計算期間において当社に米国財務省証券の預託又は返戻の指図を行った回数)

- (3) 金銭信託に係る費用（日本銀行の補完当座預金制度における当座預金への適用利率に負数が含まれることにより、当社が当該適用利率に応じた信託報酬を負担する場合に限る。） 計算期間における各日において次の算式により算出される額の合計額
(当該日において各清算参加者が金銭により当社に預託している清算基金等の合計額のうち、信託業務を営む銀行への金銭信託の方法で保管されている金額であって、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第44条の2第1項第3号及び第4号並びに同条第2項に定める方法により運用されているものの合計額) × 1 / 365 × (当該負数の絶対値)

- (4) 前3号に掲げる費用のほか、清算基金等の管理に関して清算参加者の要望に応じたことにより当社が負担した費用のうち、当該清算参加者の要望に係る額

(外貨決済手数料)

第5条の5 外貨決済手数料は、各当社営業日において外貨建清算約定の当事者となっている清算参加者ごとに、次の各号に掲げる外貨建清算約定の通貨の数に応じて、当該各号に定める金額とする。ただし、清算参加者が月の途中で外貨建清算約定の当事者となった場合（すでに当事者となっている通貨以外の通貨に係る外貨建清算約定の当事者となった場合を含む。）又は当事者でなくなった場合（複数の通貨の外貨建清算約定のうち1通貨について当事者でなくなった場合を含む。）には、次の各号に掲げる外貨建清算約定の通貨の数に応じて、当該各号に定める金額に当該月の全当社営業日の日数に占める当該清算参加者が当該各号に掲げる通貨の数の外貨建清算約定の当事者であった当該月の当社営業日の日数の割合を乗じて得た額（当該月において当該清算参加者が当事者であった外貨建清算約定の通貨の数が次の各号のうち複数に該当するときは、当該額を合計した額）とする。

- (1) 1通貨 1か月あたり54,000円
- (2) 2通貨 1か月あたり108,000円
- (3) 3通貨 1か月あたり162,000円

2 清算参加者が業務方法書第85条の4第4項に規定する届出を行っている場合において、当該届出に係る通貨の外貨決済手数料は、同項に規定する指定口座（同条第5項の規定により一つの指定口座とみなされたものを含む。以下本項において同じ。）の数に、1か月あたり54,000円を乗じた額とし、当該指定口座以外の自己取引口座又は委託取引口座について前項の規定により算出した額を合算した額を当該清算参加者に係る外貨決済手数料とする。

第5条の6及び第5条の7 削除

(取引報告手数料)

第5条の8 各月の取引報告手数料は、次の各号に掲げる清算約定の区分に応じて、当該各号に定める金額とする。

- (1) 取引情報蓄積機関報告清算約定（IRS） 次の算式により算出される額
 （取引情報蓄積機関報告清算約定（IRS）の件数に応じた手数料相当額の総額として当社が公示により定める金額）×（各清算参加者に係る取引情報蓄積機関報告清算約定（IRS）の残存件数として当社が公示により定める件数）/（取引情報蓄積機関報告清算約定（IRS）の総残存件数として当社が公示により定める件数）
- (2) 香港TR報告清算約定 当該各月末日の経過時点で残存する香港TR報告清算約定ごとに、1件あたり4.5香港ドルを当社が公示により定めるところにより円換算した額
- (3) SDR報告清算約定（IRS） 次の算式により算出される額を当社が公示に

より定めるところにより円換算した額

(SDR報告清算約定(IRS)の件数に応じた手数料相当額の総額として当社が公示により定める金額) × (各清算参加者に係るSDR報告清算約定(IRS)の残存件数として当社が公示により定める件数) / (SDR報告清算約定(IRS)の総残存件数として当社が公示により定める件数)

(ポジション移管手数料)

第5条の9 ポジション移管手数料は、移管(業務方法書第2条第1項第1号に規定する移管、同項第24号の2に規定する承継(同第94条及び同第94条の2に規定する承継を除く。)及び同第40条から第40条の4までに規定する引継ぎをいう。)された清算約定又は清算委託取引ごとに1件あたり2,000円とし、移管先である自己取引口座及び各委託取引口座ごとに算出した金額の総額とする。ただし、自己取引口座及び各委託取引口座ごとに、一の計算年度において100件までの部分は無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、一の計算年度において負担するポジション移管手数料の上限額は、移管先である自己取引口座及び各委託取引口座ごとに、4,000万円とする。

(株主清算参加者の基本料及び円貨建清算約定に係る清算手数料に関する特則)

第6条 株主清算参加者が一の計算年度(清算参加者が当該計算年度の途中で株主清算参加者となり又は株主清算参加者でなくなった場合には、当該計算年度のうち当該清算参加者が株主清算参加者であった期間)において負担する基本料及び円貨建清算約定に係る清算手数料(清算約定(委託分)に係る清算手数料を除く。)の総額の上限(以下「自己取引上限額」という。)は、1億240万円とする。

2 株主清算参加者が一の計算年度(清算参加者が当該計算年度の途中で株主清算参加者となり又は株主清算参加者でなくなった場合には、当該計算年度のうち当該清算参加者が株主清算参加者であった期間)において負担する清算約定(委託分)(円貨建清算約定に限り、クライアント・クリアリングに係る清算約定を除く。)に係る清算手数料の上限(以下「委託取引上限額」という。)は、当該清算約定(委託分)が記録されている委託取引口座ごとに、4,000万円(当該計算年度の下半期に当社に開設された委託取引口座については、2,000万円)を上限とする。

3 清算参加者が計算年度の下半期に株主清算参加者となった場合において、当該清算参加者が当該計算年度のうち株主清算参加者であった期間において負担する基本料及び円貨建清算約定に係る清算手数料の上限は、前2項の規定にかかわらず、次に定めるところとする。

(1) 自己取引上限額 5,120万円

(2) 委託取引上限額 清算約定(委託分)(円貨建清算約定に限り、クライアント・クリアリングに係る清算約定を除く。)が記録されている委託取引口座ごとに2,000万円

0万円

(株主清算参加者のコンプレッション手数料に関する特則)

第6条の2 株主清算参加者が一の計算年度（清算参加者が当該計算年度の途中で株主清算参加者となり又は株主清算参加者でなくなった場合には、当該計算年度のうち当該清算参加者が株主清算参加者であった期間）において負担するコンプレッション手数料（清算約定（委託分）に係るコンプレッション手数料を除く。）の総額の上限（以下「コンプレッション上限額（自己分）」という。）は、8,000万円とする。

2 株主清算参加者が一の計算年度（清算参加者が当該計算年度の途中で株主清算参加者となり又は株主清算参加者でなくなった場合には、当該計算年度のうち当該清算参加者が株主清算参加者であった期間）において負担する清算約定（委託分）（クライアント・クリアリングに係る清算約定を除く。）に係るコンプレッション手数料の総額の上限（以下「コンプレッション上限額（委託分）」という。）は、当該清算約定（委託分）が記録されている委託取引口座ごとに、8,000万円（当該計算年度の下半期に当社に開設された委託取引口座については、4,000万円）を上限とする。

3 清算参加者が計算年度の下半期に株主清算参加者となった場合において、当該清算参加者が当該計算年度のうち株主清算参加者であった期間において負担するコンプレッション手数料の総額の上限は、前2項の規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

(1) コンプレッション上限額（自己分） 4,000万円

(2) コンプレッション上限額（委託分） 清算約定（委託分）（クライアント・クリアリングに係る清算約定を除く。）が記録されている委託取引口座ごとに4,000万円

(手数料の変更又は割戻し)

第6条の3 第3条から前条までの規定にかかわらず、当社は、当社が行う金利スワップ取引清算業務の利用促進のために必要と認める場合には、当社が別に定めるところにより、一定の期間において、当社が金利スワップ取引清算業務について徴収する手数料の変更又は割戻しを行うことができる。この場合においては、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。

(手数料の支払時期等)

第7条 清算参加者は、毎月分の基本料、円貨建清算約定及び外貨建清算約定に係る清算手数料、コンプレッション手数料、クライアント・クリアリング手数料、口座開設手数料、外貨決済手数料、ポジション移管手数料並びにクロスマージン手数料の合計額を、翌月20日（同日が当社営業日でない場合には、翌当社営業日）までに、消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとする。

- 2 清算参加者は、各計算期間において算出されるコラテラル手数料を、当該計算期間の末日の属する月の翌々月（当該計算期間の末日が3月、6月、9月又は12月の末日ではない場合には、当該計算期間の末日の属する月の翌月）20日（同日が当社営業日でない場合には、翌当社営業日）までに、消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとする。
- 3 清算参加者は、毎月分の取引報告手数料を、翌々月20日（同日が当社営業日でない場合には、翌当社営業日）までに、消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとする。

付 則

- 1 本規則は、平成24年10月9日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 本規則の施行後最初の計算年度は、施行日からその直後に到来する3月31日までとする。
- 3 本規則第6条第1項から第3項までの規定にかかわらず、清算参加者が施行日において株主清算参加者である場合において、当該清算参加者が前項の計算年度（当該清算参加者が当該計算年度の途中で株主清算参加者でなくなった場合には、当該計算年度のうち株主清算参加者であった期間）において負担する手数料の上限は、次に定めるとおりとする。この場合において、本規則第6条第4項の規定中「前3項」とあるのは「付則第3項」と、本規則第6条第5項の規定中「前各項」とあるのは「付則第3項及び前項」と、それぞれ読み替えるものとする。
 - (1) 自己取引上限額 5,000万円
 - (2) 委託取引上限額 清算委託者ごとに2,000万円

付 則

- 1 この改正規定は、平成26年2月24日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第5条の4第2項の規定にかかわらず、この改正規定施行後最初の計算期間は、施行日から平成26年3月31日までの期間とする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成27年9月24日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、施行日の属する月の基本料は、505万円とする。
- 3 第6条第1項及び第3項の規定にかかわらず、施行日の属する計算年度（当該清算参加者が当該期間の途中で株主清算参加者でなくなった場合には、当該期間のうち株主清算参加者であった期間。以下同じ。）における自己取引上限額は、当該計算年度における4月1日から施行日の前当社営業日までの期間において株主清算参加者が負担した基本料、清算手数料（清算約定（委託分）に係る清算手数料を除く。）及び任意解約手数料（改

正前の本規則第5条に規定する任意解約手数料をいう。以下同じ。) (清算約定(委託分)に係る任意解約手数料を除く。)の総額に、施行日から当該計算年度の末日までの期間において負担する基本料及び円貨建清算約定に係る清算手数料(清算約定(委託分)に係る清算手数料を除く。)の総額を加算した額とする。この場合において、本規則第6条第4項の規定中「前3項」とあるのは「付則第3項」と、本規則第6条第5項の規定中「前各項」とあるのは「前項及び付則第3項」と、本規則第6条第6項の規定中「前各項」とあるのは「第3項、第4項及び付則第3項」それぞれ読み替えるものとする。

- 3 第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、施行日の属する計算年度における委託取引上限額は、当該計算年度における4月1日から施行日の前当社営業日までの期間に株主清算参加者が負担した清算約定(委託分)(クライアント・クリアリングに係る清算約定を除く。)に係る清算手数料及び任意解約手数料の総額に、施行日から当該計算年度の末日までの期間において負担する清算約定(委託分)(外貨建清算約定及びクライアント・クリアリングに係る清算約定を除く。)に係る清算手数料の総額を加算した額とする。
- 5 第3項及び第4項に規定する施行日の属する計算年度における各上限額は、次の各号に掲げる項目に応じて当該各号に定める額とする。
 - (1) 自己取引上限額 1億125万円
 - (2) 委託取引上限額 4,000万円
- 6 第6条の2第1項から第3項までの規定にかかわらず、株主清算参加者が施行日の属する計算年度において負担するコンプレッション手数料の総額の上限は、次の各号に掲げる項目に応じて当該各号に定める額とする。
 - (1) コンプレッション上限額(自己分) 4,000万円
 - (2) コンプレッション上限額(委託分) 4,000万円

付 則

- 1 この改正規定は、平成28年4月11日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成28年4月11日以後の当社が定める日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成28年11月30日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 第5条の2の2第4項の規定にかかわらず、施行日の属する計算年度においては、清算参加者は第5条の2の2第1項の届出を施行日以降の各月に行うことができるものとする。

付 則

この改正規定は、平成29年11月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年9月25日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成30年9月25日以後の当社が定める日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年12月3日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第2条、第5条の9及び第7条第1項の規定は、当社が定める日から施行する。
(注)「当社が定める日」は令和元年5月20日。
- 3 改正後の第5条の9の規定の適用における前項の当社が定める日の属する計算年度は、第1条第2項第3号の規定にかかわらず、当社が定める期間とする。
(注)「当社が定める期間」は令和元年5月20日から令和2年3月31日までの期間。

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第5条の4第2項の規定にかかわらず、この改正規定施行前最後の計算期日は、この改正規定施行の日の前日とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成31年4月1日以後の当社が定める日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年4月15日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第3条1項の規定にかかわらず、改正前の第1条第2項第1号の2に規定する円貨建指定清算参加者（以下「円貨建指定清算参加者」という。）に係る施行日の属する月（以下「施行月」という。）の基本料は、20万円に施行月の全当社営業日の日数に占める施行月の施行日前の当社営業日の日数の割合を乗じて得た額を、第

- 3 条第 1 項に規定する基本料から減じた額とする。
- 3 第 4 条の 2 及び第 5 条の 5 の規定にかかわらず、改正前の第 1 条第 2 項第 1 号の 3 に規定する外貨建指定清算参加者が負担する施行月の清算約定（自己分）（外貨建清算約定に限る。）に係る清算手数料及び外貨決済手数料の総額は、改正前の第 5 条の 6 第 1 項各号に掲げる外貨建指定清算参加者に応じて、当該各号に定める額に施行月の全当社営業日の日数に占める施行月の施行日前の当社営業日の日数の割合を乗じて得た額を、第 4 条の 2 及び第 5 条の 5 の規定に基づいて算出した清算約定（自己分）に係る清算手数料及び外貨決済手数料の額を合計した額から減じた額とする。この場合において、改正前の第 5 条の 6 第 2 項及び第 3 項の規定の適用についてはなお従前の例による。
- 4 第 6 条 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、株主清算参加者が円貨建指定清算参加者である場合における施行日が属する計算年度の自己取引上限額については、20 万円に施行月の全当社営業日の日数に占める施行月の施行日前の当社営業日の日数の割合を乗じて得た額を、第 6 条第 1 項及び第 3 項に定める自己取引上限額から控除した額とする。

付 則

この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。ただし、第 6 項及び第 7 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日 19 日から施行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和 4 年 1 月 4 日以後の当社が定める日から施行する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、令和 3 年 1 2 月に成立した清算約定に係る L I B O R ライセンス手数料については改正前の第 5 条の 7 及び第 7 条第 1 項の規定を適用する。この場合において、令和 3 年 1 2 月 6 日以降に成立した清算約定に対する改正前の第 5 条の 7 の規定の適用については、「J P Y - L I B O R - B B A」とあるのは「J P Y - L I B O R」と読み替えて適用する。
- 4 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い令和 3 年 1 2 月 6 日改正付則第 3 項の規定による O I S 一括変換及び同改正付則第 6 項の規定による O I S 一括変換（スワップション権利行使分）について、清算参加者は、変換対象の清算約定（委託分を含む。）ごとに、1 件あたり 3, 5 0 0 円を当社に支払うものとする。

- 5 同改正付則第7項の規定によりJPY-TONA-OIS Compoundを変動金利の決定方法とする金利スワップ取引へと変更した場合（委託分を含む。）には、清算参加者は変更1件あたり3,500円を当社に支払うものとする。
- 6 令和3年10月末時点及び同年11月末時点におけるJPY-LIBOR-BBAを変動金利の決定方法とする清算約定（委託分を含み、クライアント・クリアリングに係る分を除く。）について、清算参加者は、清算約定ごとに、1件あたり500円を当社に支払うものとする。
- 7 第4項の手数料の支払いについては、令和4年1月20日までに消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとし、第5項の手数料の支払いについては、当該変更が行われた月の翌月20日（同日が当社営業日でない場合には、翌当社営業日）までに消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとし、前項の手数料の支払いについては、令和3年10月末時点における清算約定については同年11月22日までに、同年11月末日時点における清算約定については同年12月20日までに、消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第5条の4第2項の規定にかかわらず、この改正規定施行前最後の計算期日は、この改正規定施行の日の前日とする。

付 則

この改正規定は、令和6年7月1日から施行し、この改正規定施行の日前に成立したクライアント・クリアリングに係る清算約定に関する新規債務負担手数料については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、令和8年1月5日から施行する。